

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 公 示
○ 公印を改刻しその使用を開始する件 西 西
- 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の件の一部を改正する件 西 西
- 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があった件 西 西
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 西 西
- 地籍調査の成果について認証した件 西 西
- 土地改良事業計画を変更することを認可した件二件 西 西
- 道路の区域を変更する件三件 西 西
- 道路の供用を開始する件 西 西
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 西 西
- 正 誤 西 西
- 平成二十八年二月十六日付け定例第二千七百七十一号中 七 七

告 示

福島県告示第八十五号

公印を次のように改刻し、平成二十八年四月一日その使用を開始する。
平成二十八年二月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

職 印

10の2の2	番 号	公 印 の 名 称	印	公 印 管 理 者
		福島県知事印（横書き納入通知書、身分証明書等用）	 	総務部文書管財総室文書法務課長

（文書法務課）

福島県告示第八十六号

水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の件（平成十三年福島県告示第三百六号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。
平成二十八年二月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

表中「平成二十七年度」を「平成三十二年度」に、「〇・九六ミリグラム」を「〇・九五ミリグラム」に改める。
（水・大気環境課）

福島県告示第八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を平成二十八年二月二十三日から同年六月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年二月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ白河西店 福島県白河市字和尚壇山二百五十七ほか
- 二 変更しようとする事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時
(変更後) 開店時刻 午前七時
閉店時刻 午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後八時三十分まで
(変更後) 午前六時三十分から午前零時三十分まで

三 変更しようとする年月日

平成二十八年二月二十五日

四 届出年月日

平成二十八年二月九日

五 届出をした者

株式会社デンコードー

(商業まちづくり課)

福島県告示第八十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年二月二十三日から同年三月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年二月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
片倉ファイチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第八十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年二月二十三日から同年三月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年二月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン八山田 福島県郡山市八山田第二土地区画整理地内百二十一街区二

号ほか
二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第九十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、須賀川市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十八年二月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 調査を行った者の名称
須賀川市

二 成果の名称
須賀川市滝の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、阿賀川土地改良区が阿賀川地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、平成二十八年二月十五日認可した。
平成二十八年二月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

福島県告示第九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、会津南部土地改良区連合が会津南部地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、平成二十八年二月十五日認可した。
平成二十八年二月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

福島県告示第九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十八年二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年二月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路 線 名	区 間	変 更 前 の 変 更 後	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長
県道白河 停車場線	白河市手代町五〇番一 地先から 同 市手代町五二番一 地先まで	変更前 二〇・〇〇 二四・五	二〇・〇〇 三二・〇〇	四三・〇〇 二四五・〇
	白河市手代町五〇番一 地先から 同 市向新蔵一〇七番 三地先まで	変更後	二〇・〇〇 三二・〇〇	二四五・〇

(道路計画課)

福島県告示第九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十八年二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	区 間	変 更 前 の 変 更 後	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長
県道赤柴 中島線	相馬郡新地町駒ヶ嶺字 大沢北三三番一地先か ら 同 郡同 町杉目字飯 樋五〇番一四地先まで 相馬郡新地町駒ヶ嶺字 大沢北四八番一〇地先 から 同 郡同 町駒ヶ嶺字 赤柴前四番一地先まで	変更前 A 五・八〇 三九・〇	A 五・八〇 三九・〇	九六八・〇
		変更後 B 一七・八〇 五四・〇	B 一七・八〇 五四・〇	一九七・五

変 更 後	A 五・八〇 三九・〇	九六八・〇
	B 一七・八〇 五四・〇	一九七・五

(道路計画課)

福島県告示第九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十八年二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	区 間	変 更 前 の 変 更 後	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長
県道勿来 浅川線	いわき市川部町大平一 八五番地先から 同 市川部町大平一 八五番地先まで	変更前 一九・五〇 三九・〇	一九・五〇 三九・〇	六八・五
		変更後 一九・五〇 四八・〇	一九・五〇 四八・〇	六八・五

(道路計画課)

福島県告示第九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十八年二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道赤柴中島線	相馬郡新地町駒ヶ嶺字赤柴前四番一地从先から 同 郡同 町駒ヶ嶺字赤柴前二七番一地从先まで 相馬郡新地町駒ヶ嶺字赤柴四五番三六地从先から 同 郡同 町杉目字飯樋五〇番一四地从先まで 相馬郡新地町駒ヶ嶺字大沢北三二番地先から 同 郡同 町駒ヶ嶺字赤柴前四番一地从先まで	平成二八年二月二五日

(道路計画課)

公 告

公告第三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十八年二月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称

檜葉町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

監事 志賀 良久

住所

双葉郡檜葉町大字大谷字西代三九番地の四

(農村計画課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十八年二月十六日付け定例第二千七百七十一号中

八二上	一六	生活保護法による医療扶助等	生活保護法による出産扶助等のための医療扶助等
-----	----	---------------	------------------------